

令和7年度中川村福祉タクシー券交付事業内容について

令和7年(2025年)4月

中川村では、高齢者、障がい児（者）および妊産婦の交通手段を確保し活動の範囲を広め、経済的負担の軽減と福祉の増進を図ることを目的とし、福祉タクシー券を発行しています。

福祉タクシー券は、民間のタクシー利用時に、運賃の一部として使用することができます。

1 補助対象者

村内に住所を有する、自身・家族による交通手段がない下記の方が対象となります。

- (1) 申請年度内に65歳に到達する者を含む65歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳を所持している方で1級または2級の方
- (3) 療育手帳を所持している方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- (5) その他障がいと同等以上の状態にあると認められる方
- (6) 車椅子・ストレッチャーでないと移動ができない方
- (7) 母子手帳の交付を受けてから産後1年以内の方

※(6)及び(7)の方の自身・家族の交通手段の有無は問いません。

2 福祉タクシー券について

- ・タクシー券1枚は、タクシー普通車初乗運賃相当分(令和7年度は700円)です。
- ・令和7年度は申請した月から年度末までの月数分、以下の枚数を交付します。

高齢者・障がい者（児）・・・ひと月あたり3枚

車椅子・ストレッチャーでないと移動ができない方・・・ひと月あたり5枚

母子手帳の交付を受けてから産後1年以内の方・・・ひと月あたり2枚（産後1年までの月数分）

- ・1回の乗車で複数枚使用することができます。ただし、乗車運賃を超過して使用することはできません。タクシー券を利用した残りの運賃については、現金等で支払ってください。

たとえば、運賃800円にタクシー券2枚（1400円分）を使用することはできません。タクシー券を1枚使用し、残り100円は現金で払う必要があります。

- ・タクシー券の有効期間は、交付年度の3月31日までです。毎年度新しいタクシー券に変更します。
令和7年度のタクシー券の色は緑色です。

4 タクシー券を利用できる事業者（村長が指定したタクシー会社）

飯島町：セブンタクシー・葵交通（福祉タクシー）

駒ヶ根市：丸八タクシー・赤穂タクシー

松川町：丸茂タクシー・ケアテック福祉タクシー

高森町：北部タクシー・南信民間救急サービス

喬木村：竜東タクシー（北部タクシー喬木営業所）

飯田市：第一観光タクシー・飯田タクシー・南信州広域タクシー（アップルキャブ）

飯田風越タクシー・アイタクシー（朝日交通）

お問い合わせ

中川村役場 保健福祉課 社会福祉係

〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1 電話 0265-88-3019（直通）